

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年5月6日(木) 午前10時00分～午前10時40分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員	※農業委員全員 及び 農地利用最適化推進委員のうち運営委員のみ参集					
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5		6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9		10	幸野登吉	11		12	
13	矢野正祥	14		15		16	
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23		24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27		28	
29	大本昭裕	30	武知由美子	31		32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35		36	
37		38		39	請田竹男		
④	欠席委員	14	山首憲市				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長	富永次長	都築専門員(農政)			
		菊池係長(農地)	菊地主査(農政)				
⑦	農林水産課	菊池課長	竹田課長補佐	大田主事			
⑧	会議の内容	議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第31号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第33号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第34号	非農地証明について				
		議案第35号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第36号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価				
		議案第37号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画				

事務局（局長） 只今から、令和3年第5回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、新たな農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を行います。お名前を読み上げますので、前にお進みいただき、幸野会長から委嘱状をお受け取り下さい。

津田勇様、前にお願いいたします。

会 長 （委嘱状交付）

事務局（局長） それでは、津田委員から自己紹介をお願いいたします。

25番 （自己紹介）

事務局（局長） どうもありがとうございました。

これから任期中、よろしく願いいたします。お席にお戻りください。以上をもちまして、委嘱状の交付を終わります。

それでは、開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） それでは、議案審議に移ります。

会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長） 本日の会議を開きます。

出席委員は農業委員19名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日は、14番 山首憲市委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、30番 武知由美子委員と33番 坂幹幸委員を指名いたします。

次に、日程第2、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

まず、議案第30号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長） 失礼いたします。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

まず、議案説明資料の1ページをご覧ください。

先月まで4条や5条等の説明資料の先頭につけておりました、申請地の位置図ですが、今回の定例総会時より、3条の申請も加えた全ての案件について、1ページに集約させていただきます。

ちなみに「3-1」と書かれたものが「3条の1番案件」ということとなります。よろしく願います。

それでは、議案書1ページ目をご覧ください。1番、東大洲の土地、畑3筆・計1,894㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後は現況を引き継ぎつつ、栗の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

2番、豊茂の土地、田1筆・821㎡も贈与による所有権の移転です。所有権移転後も引き続き、水稻の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

3番、肱川町名荷谷の土地、畑2筆・計758㎡も贈与による所有権の移転です。

所有権移転後は現況を引き継ぎつつ、栗の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

1番案件の説明をいたします。議案説明資料1ページを参考にしてください。

1番案件は、祖父から孫への贈与による所有権移転です。徐々に経営を譲っていきたいとの意向です。

申請地は、大洲道路の大洲北インターチェンジの南約300mにある畑3筆になります。現在も栗が植栽されており、良好に管理されています。

農業経営は、自営業を営んでいる両親も含め4名で経営するとのことで、問題ないと思われま

す。申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願

議長（会長）

2番。

29番

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

当案件は、親子間での贈与になります。

申請地は、豊茂公民館の北約200mにある田1筆で、現在も良好に管理されています。

譲受人は、夫婦で農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に問題はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願

議長（会長）

3番。

33番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

この案件は、譲渡人が市外に在住しており、経営が困難なため、地元の有志に無償で渡すものです。

申請地は、肱川町の嘉城集会所の南約250mにある畑2筆となりま

す。現況を引き継ぎつつ、今後栗を植えられていく予定になっています。
譲受人は、夫婦で農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第31号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長)

失礼いたします。議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の5ページから20ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地4筆です。申請人が居住している敷地には駐車場等がないため、申請地へ車庫及び露天駐車場の設置と庭木を植栽するものであります。

申請地は、7ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、右側の農地については、本年1月の第1回定例総会で第5条申請をご審議いただいた案件で、大洲市内中心部から西南西に約1.7kmのところ

に位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の5ページをご確認ください。

2番、徳森の土地1筆です。申請人が所有する農業用倉庫に進入する道がないため、申請地を造成し進入路として利用をするものであります。

申請地は、11ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、上側の隣接する農地はこの後第5条申請の案件で、大洲市内中心部から東北東に約4.2kmのところ

に位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の8ページをご確認ください。

3番、菅田町菅田の土地3筆です。申請人が所有する農地に進入する道と、隣接農地から流れ込む雨水等の排水施設がないため、申請地へ通路及び用悪水路を造成し利用するものであります。

申請地は、16ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分で、周辺農地の一部は、2番案件と同様にこの後の第5条申請の案件となっており、大洲市内中心部から東北東に約4.5kmのところに位置し、概ね300メートル以内に大洲市役所菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の13ページをご確認ください。

4番、春賀の土地1筆です。申請人は市外に居住しており、耕作をする者もないなど管理が出来ないため、実家横の申請地へ庭木（椿、貝塚伊吹等）を植栽するものであります。

申請地は、20ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分で、大洲市内中心部から北北東に約5.6kmのところに位置し、JR予讃線春賀駅からおおむね300メートル以内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の18ページをご確認ください。

なお、1番から4番案件すべてにおきまして、進入路の造成や庭木の植栽など既に利用をされている、違反転用状態であります。このことについては、申請人よりそれぞれ始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告を提出する予定でございます。

以上、4件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の5ページから7ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に車庫や露天駐車場、庭として利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は市道や自己所有地でありますし、今後においても車庫などの現状と変更がないことから、問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

6番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の8ページから12ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおりであり、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に進入路として整備をされており、この件については、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は自己所有地でありますし、今後においても進入路としての現状に変更がないことから、問題はないと考えております。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

3番。

事務局（農地係長）

3番案件は、〇〇委員にご報告いただく予定でしたが、本日は出席されておられません。委員より説明原稿をお預かりしておりますので、調査報告を代読させていただきます。

それでは、3番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の13ページから17ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局からの説明がありましたように、既に通路や用悪水路として利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地所有者の同意を得ておりますし、今後においても通路や用悪水路としての現状と変更がないことから、問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いします。

議長（会長）

4番。

21番

4番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の18ページから20ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に植栽をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は市道や自己所有地でありますし、各項目において適当と思われることから、問題はないものと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第32号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>失礼いたします。議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページから4ページまで並びに別紙議案説明資料の21ページから57ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、東若宮の土地346㎡の案件は、申請地は市道に面し、住宅地として需要が見込まれるため、宅地造成し分譲事業を行うために、売買により取得しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.4kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(準工業地域)内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。</p> <p>したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>2番、徳森の土地236㎡の案件は、先程の4条申請の2番案件の隣接地になります。賃借人が経営する病院の従業員駐車場とするため、申請地を借り受けようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から北東に約4.3kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。</p> <p>したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>3番、菅田町菅田の土地379㎡の案件は、譲受人世帯は現在借家に居住しているが、子供が成長し手狭で不便なため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から東北東に約4.4kmのところに位置し、300m以内に大洲市菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。</p> <p>したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>4番、菅田町菅田の土地98㎡の案件は、先にご説明しました3番の申請地に、新たに建築する居宅への進入路として、申請地を売買により取得(持分2分の1)しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から東北東に約4.4kmのところに位置し、300m以内に大洲市菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。</p> <p>したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p>

議をお願いいたします。

5番、菅田町菅田の土地1.14㎡の案件は、自己所有の畑へ市道から農業機械で円滑に進入出来るようにするため、申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約4.4kmのところに位置し、300m以内に大洲市菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

6番、菅田町菅田の土地206㎡の案件は、譲受人世帯は現在借家に居住しているが、手狭で不便なため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東に約3.1kmのところに位置し、おおむね300m以内に自動車専用道路の入口が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

7番、新谷の土地360㎡の案件は、譲受人世帯は現在借家で生活しているが、子供が成長し手狭になったため、自己住宅を建築するために、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約6.4kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

8番、春賀の土地650㎡の案件は、申請地にスポーツ施設（フィットネスクラブ）を建築するため、申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約6.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、8件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の21ページから25ページまでを参考にしてください。

申請地は、22ページの位置図のとおり、喜多小学校から北東へ約1.9kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、24ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

6番

2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の26ページから30ページまでを参考にしてください。

申請地は、28ページの位置図のとおり、平小学校から南東へ約60mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、29ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

事務局（次長）

失礼します。3番から6番までの案件につきまして、担当委員であります上田委員より調査報告を預かっておりますので、代読させていただきます。

それでは、3番、4番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の36ページから45ページまでを参考にしてください。

申請地は、38ページの位置図のとおり、菅田小学校から北西へ約100mに位置する農地になります。

まず、立地基準については事務局説明のとおり、第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、39ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま。

次に、5番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の41ページから45ページまでを参考にしてください。

申請地は、43ページの位置図のとおり、菅田小学校から北へ約100mに位置する農地になります。

まず、立地基準については事務局説明のとおり、第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に違反転用の状態にあり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、44ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは使用貸人の農地であり、特に問題ないものと思われま。

続いて、6番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の46ページから49ページまでを参考にしてください。

申請地は、47ページの位置図のとおり、肱東中学校から南西へ約800mに位置する農地になります。

まず、立地基準については事務局説明のとおり、第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、48ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

以上4件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、5番案件の違反転用に関しましては、使用借人より始末書が提出され、本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

7番。

20番

7番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の50ページから53ページまでを参考にしてください。

申請地は、51ページの位置図のとおり、新谷中学校から東へ約200mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、52ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

8番。

21番

8番案件について、調査結果をご報告いたします。議案説明資料の54ページから57ページまでを参考にしてください。

申請地は、55ページの位置図のとおり、三善小学校から北北西へ約500mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、56ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第33号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第33号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに別紙議案説明資料58ページから61ページまでを併せてご覧ください。

1番、白滝の土地1；066㎡の案件は、令和2年7月6日付けで転用許可となっている案件です。

申請地と県道との間の水路を、危険防止のため暗渠としたことにより、土地利用箇所の変更が必要となったものでございます。

当初は、議案説明資料60ページの土地利用計画図のとおり、申請地と県道との間の水路は解放されたままでしたが、その後、愛媛県から工事許可を得て、61ページの土地利用計画図のとおり、水路は暗渠となりました。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約8.3kmのところの位置し、300m以内にJR伊予白滝駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

30番

1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の58ページから61ページまでを参考にしてください。

申請地は、59ページの位置図のとおり、白滝公民館から北西へ約400mに位置する農地になります。

本件は、事務局報告のとおり、昨年7月に転用許可されている案件です。

変更内容は、申請地と県道との間の水路を、危険防止のため愛媛県の許可を受け暗渠としたことにより、土地利用箇所の変更が必要となった

とのことをございます。

立地基準、一般基準につきましては、議案説明資料に記載のとおり、当初の計画と変更はなく、特に問題はないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり承認して送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり承認して送付することに決定いたしました。

次に、議案第34号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第34号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ並びに別紙議案説明資料62ページから68ページまでを併せてご覧ください。

1番、徳森の土地119㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があつたものでございます。

申出によりますと、申請地に平成5年頃に桧を植林し、そのまま放置していたため、現在は、農地への復旧が著しく困難な状態になつたとのことをございます。

2番、河辺町川崎の土地、5筆合計1,450㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があつたものでございます。

申出によりますと、申請地に約40年前に水田の転作として植林したもので、現在は、農地への復旧が著しく困難な状態になつたとのことをございます。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

6番

1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の62ページから64ページまでを参考にしてください。

申請地は63ページの位置図のとおり、平公民館から北東へ約1.5kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に平成5年ごろ桧を植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による桧の生育状況から、少なくとも植林

して20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

2番。

事務局 (次長)

2番案件については、担当委員の菊地久美子委員より調査報告をお預かりしておりますので、代読いたします。議案説明資料の65ページから68ページまでを参考にしてください。

申請地は、66ページの位置図のとおり、大洲市河辺支所から北北東へ約4.4km以内2箇所に位置する農地です。

申請によりますと、約40年前に水田の転作として植林し、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林して20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

只今、地元委員さんからの報告がありまましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしましました。

次に、議案第35号『農地利用集積計画の決定について』を議題いたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼
農政係長)

議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページから、ご覧ください。新規案件のみを説明させていただきます。

1番、2番、3番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。8ページ。4番、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定します。

5番、7番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

9ページ。8番から次ページの11番まで、水稻を栽培するため、使

用貸借権を5年間設定します。

12番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

11ページ及び12ページの13番は経営移譲年金受給中のため、後継者へ10年間の使用貸借権を設定するものです。

続いて13ページ。14番、15番、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

16番、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

17番、葉たばこを栽培するため、賃借権を5年間設定します。

18番、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。

14ページ。21番、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。

15ページ。26番。一部、新規案件を含みます。粟及び水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

以上、利用権設定・件筆数は、27件・77筆、利用権設定総面積は、107,761㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、今説明しましたように決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、今回申出があった農地について決定することに決定いたしました。

それでは、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の入場を許可します。

次に、議案第36号『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』と議案第37号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』は、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第36号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び議案第37号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、一括してご説明申し上げます。

議案書18ページから28ページまでをご覧ください。

議案第36号、第37号につきましては、先月の定例総会において提出させていただいたとおりでございます。

この内容につきまして各委員さんからご意見もありませんでしたので、ここに記載しております内容について、今後愛媛県を通じて、中国四国農政局へ報告させていただきます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。